

◎新潟県告示第720号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和8年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
県道 新潟村松三川線	五泉市羽下字久徳285番から五泉市船越字堤西13番1まで

2 指定する期日

令和8年9月1日